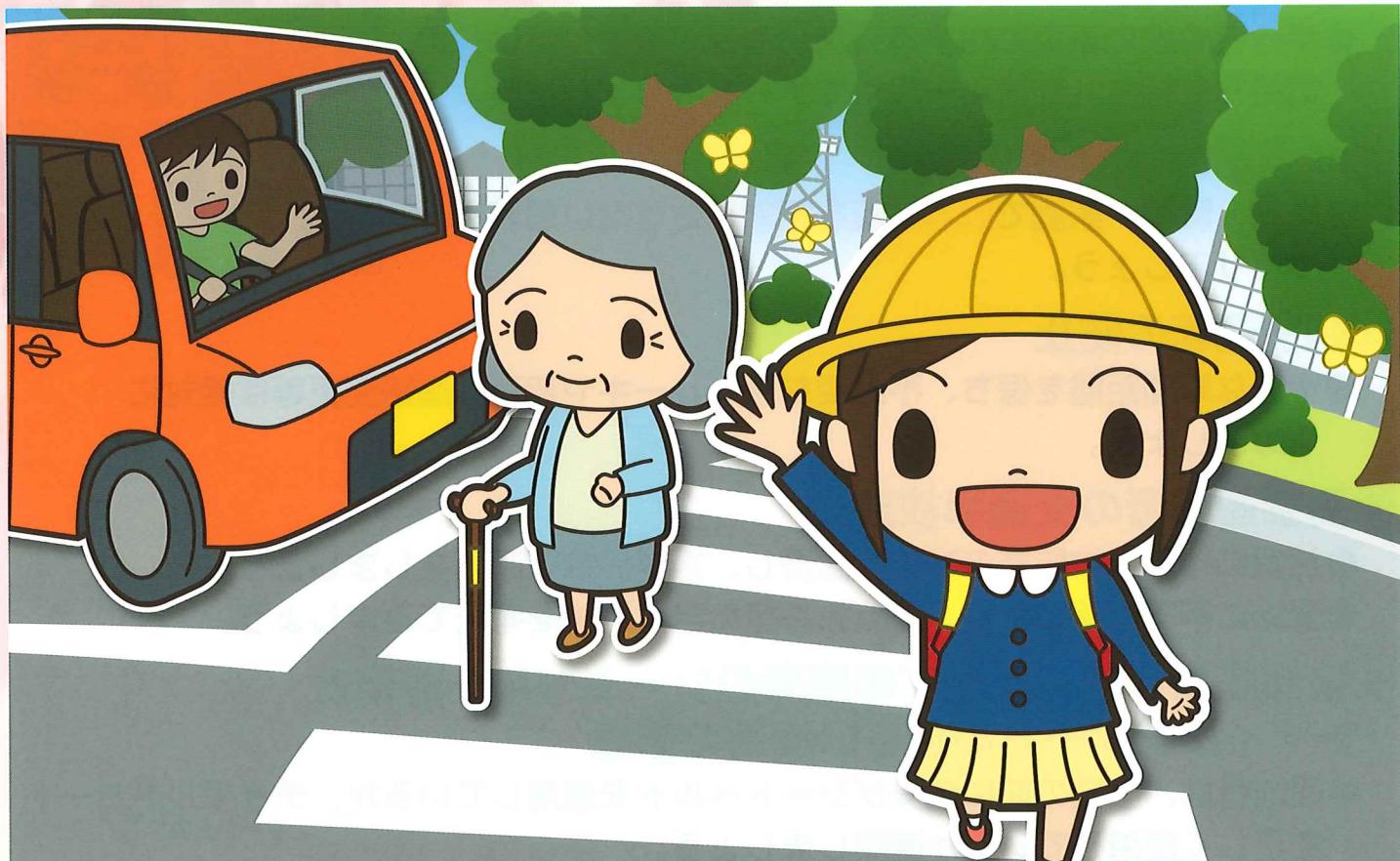


令和4年4月6日水～4月15日金

春の全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

4月10日㈰は「交通事故死ゼロを目指す日」です



新入学(園)児を交通事故から守りましょう！

通学・通園に不慣れな児童・園児を交通事故から守るため、
交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけましょう。

子供の交通事故防止
～秋田の道路は歩行者ファースト！～

横断歩道は歩行者優先です。

運転者は、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県 秋田県警察

子供を始めとする歩行者の安全確保

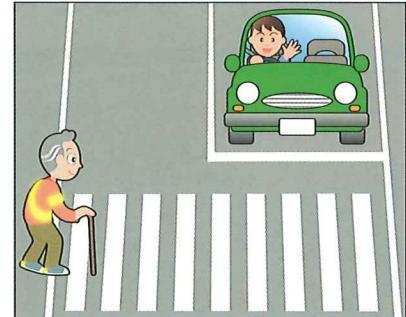
- 歩行者は「横断歩道を渡る」、「信号に従う」などの基本的な交通ルールを守りましょう。
- 夕暮れ時や夜間は、明るい色の服や反射材を身につけましょう。



歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

①運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、交通ルールやマナーを守りましょう。



②飲酒運転等の根絶

- 地域・職場・家庭で飲酒運転を絶対にさせない環境をつくりましょう。

③妨害運転の防止

- 十分な車間距離を保ち、不必要的急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。

④高齢運転者の交通事故防止

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、無理のない運転をしましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。

⑤後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。
- チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを正しく使用しましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 定期的に点検整備を行いましょう。
- 万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

※ 「秋田県自転車条例」の制定によって、令和4年4月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。

～4月15日は「自転車安全確認の日」です～

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班
電話 018-860-1523

この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2,205円です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。